

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

平成21年 7月17日
条例第58号改正 平成23年12月27日条例第58号
平成28年 3月29日条例第45号平成27年 3月31日条例第54号
令和 2年12月25日条例第100号

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例をここに公布する。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品の安全性の確保並びに当該確保によってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上をいう。
- (2) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）及び添加物（食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。）並びに器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品関連事業者がその取り扱う食品等の安全性の確保又はその取り扱う生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。第5条第2項において同じ。）が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることにかんがみ、食品関連事業者の自主的な取組を促進することにより、行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、県、県民及び食品関連事業者における情報の共有及び相互理解に基づく協力の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民の食の安全・安心の確保に対する関心及び理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者の責務等)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、食の安全・安心の確保を図る責務を有する。

2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等又は生産資材に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 消費者は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策について意見を表明するよう努めるものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 県は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、国、市町村その他の関係機関との連携の強化に努めるものとする。

(指針の策定)

第8条 知事は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保の推進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めるに当たっては、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(食品等の流通の過程の各段階における適正な管理に関する助言、指導等)

第9条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階における適正な管理に関し助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な情報提供の促進)

第10条 県は、食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に資する情報の自主的な提供を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有並びに情報及び意見の交換の促進)

第11条 県は、県、県民及び食品関連事業者における食の安全・安心の確保に資する情報の共有を図り、並びに関係者相互間の当該情報及び意見の交換を促進するため、関係者の交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する施策との連携)

第12条 県は、食品の安全性の確保に資する情報の提供に関する施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保のための助言、指導等)

第13条 県は、食品関連事業者と消費者の相互理解の増進のため、食品関連事業者に対し、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示の制度の適切な運用を確保するために必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成27年条例54号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第16条及び第18条並びに次項及び附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第16条の規定の施行の日前に食品等の輸入について輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けた食品等輸入事業者であつて、同日において現に当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認に係る輸入申告等業務を行った県内の食品等輸入事務所等を有するものは、同日において当該食品等輸入事務所等において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項中「当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の前日に輸入許可前にお

ける食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日) から15日以内」とあるのは、「平成22年4月15日まで」とする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

4 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成23年12月27日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第54号)

改正 平成28年3月29日条例第45号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正〔平成28年条例45号〕

附 則(平成28年3月29日条例第45号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年12月25日条例第100号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に着手された食品等(神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第2条第3号に規定する食品等をいう。)の自主的な回収に係る改正前の第14条第1項及び第3項の規定による報告並びに同条第5項の規定による公表については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による許可及び同法第73条第1項の規定による承認に係る改正前の第15条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項及び第3項に規定する報告、同条第5項に規定する公表並びに第15条第1項に規定する届出に係る事務については、前項の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表112の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。